日本年金機構からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が 困難な場合は、保険料の免除申請が可能です!

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上 げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人 申告の所得見込み額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料の免除申請が可能 となりました。

○ 対象となる方(以下の①②の両方に該当される方)

- ①令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少した方
- ②令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込み額が国民年金保険 料免除基準相当になることが見込まれる方

○ 申請の対象となる期間

令和2年2月分から令和2年6月分まで ※令和2年7月分以降は、改めて申請が必要です。

○ 申請に必要なもの

国民年金保険料免除・納付猶予申請書 所得の申立書(簡易な所得見込み額の申立書(臨時特例用))

〇 申請書の提出先

砂川年金事務所、または役場住民課総合窓口グループ

- ※学生の場合は、臨時特例による国民年金保険料学生納付特例申請が可能です。
- ※国民年金の各種手続きには個人番号の記載が必要です。
 手続きの際は、マイナンバーのわかるものをご持参ください。

日本年金機構

◆お問い合わせ先

- ●砂川年金事務所国民年金課 TEL0125-52-2144(自動音声)
- ●役場住民課総合窓口グループ TEL33-2111 (内線42・43)

マイナンバーの通知カードが廃止されました

法律の改正により、令和2年5月25日にマイナンバーの通知カードが廃止されたため、今後は通知カードの再交付申請や、住所等に変更が生じた場合の記載ができなくなりました。

現在お持ちの通知カードは、記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号)が住民票と一致している場合は、引き続きマイナンバーを証明する書類としてご利用いただけます。記載事項の変更や紛失等の理由によりマイナンバーを証明するものがない場合は、マイナンバーが記載された住民票の写し等により証明することができます。

出生等により新たに附番された方へは、「個人番号通知書」によりマイナンバーが通知されますが、 この通知書は、マイナンバーを証明する書類としては使用できません。

ぜひ、この機会にマイナンバーカードの申請をおすすめします。

お問い合わせ 役場住民課総合窓口グループ (電話: 33-2111 内線 42・43)

ごみに 関する ルール

キレイなまちはみんなで創る

ごみ出しのマナー・ルールは必ず守りましょう

分別がしっかりとされていないため、回収されないまま残ってしまうごみ が目立っています。そのため、収集日のごみが収容しきらない、近隣住民が 片付けなければならないなど、周囲へ多大な迷惑をかけることになりますの で次のことについて再確認の上、ごみを出すようにしてください。

また、ごみの不法投棄は違法なので絶対にやめましょう。

- ■ごみ収集カレンダーにより、収集日の8時30分までに出すようにする (時間を過ぎて出されたものは、分別のルールを守っていても回収されません。)
- ■お住まいの町内会の指定のごみボックスに出す (ごみボックスは、各町内会で維持管理していますので、他の町内会には出さない。)
- ■分別方法は、ごみ分別辞典(平成 29 年度改訂版)により再確認する

回収されずに残ったごみは、出した人が責任を持って持ち帰り、きちん と分別をしてから出し直してください。

また、ごみ袋の口はしっかりと縛ってから出してください。



ごみの不法投棄は重大な犯罪行為です!

廃棄物の不法投棄をするために車などでわざわざ離れたところまで行き、人目を気にしながら 捨ててくる…。少しの処分費用を浮かせるためなのか、心無い方が増え、その手口も年々悪質・ 巧妙化しています。

その手間や心理的負担、さらには罰則のことを考えれば、正規にごみを処分した方がはるかに 安く、簡単で、心配する必要はなくなります。

不法投棄は、美観を損なうだけでなく、悪臭や汚染、さらには災害に発展する危険性を含んで います。

山間部やごみステーションなどへ廃棄物の不法投棄をしないよう、させないように一人ひとり が心がけ、きれいな町にしましょう。

- ◆不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(法第16条)」により禁止されてい ます!
- ◆違反した場合には、個人は「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金またはそ の両方」に処される場合があります。法人で悪質な場合は「3億円以下の罰金」に処 せられることもあります。
 - ー不法投棄を防ぐために一
 - ・柵がない、雑草が伸びているなどといった管理の行き届いていない場所に投棄される傾向 があります。
 - ・「ごみ」が「ごみ」を呼び、一度捨てられた場所には繰り返し投棄されることがよくあります。
 - ・犯人が見つからない場合は、その土地を所有・管理する方が処分しなければなりません。
 - ・自分の土地にはこまめに足を運び管理を徹底するなどして、外部からごみを持ち込まれな いような対策が必要となります。ごみを投棄されないよう自己防衛が大切です。
 - ◎「不法投棄をしようとしている」、「不法投棄をして逃げ去った」などの行為を見かけた場合 は、警察または役場に通報してください。
 - ◎危険が伴う場合がありますので、直接注意はしないでください。

お問い合わせ 役場住民課総合窓口グループ (電話:33-2111 内線 43)